

参 考

平成 27 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行っており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、平成 27 年国勢調査は簡易調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年及び 22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年及び 27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えている。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、昭和 50 年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査が実施されている。

調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行った。

調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行った。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 27 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行った。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所に引き続き 3 か月以上入院している者 その病院又は診療所
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者 その生活の本拠
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者 その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 27 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

今回の調査では、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、10 年ごとの大規模調査の年に調査をしていた「現在の住居における居住期間」と「5 年前の住居の所在地」の 2 つの調査事項を追加した。一方、簡易調査年における記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」の調査事項を削除した。

（世帯員に関する事項）

- 1 氏名
- 2 男女の別
- 3 出生の年月
- 4 世帯主との続き柄
- 5 配偶の関係
- 6 国籍
- 7 現在の住居における居住期間
- 8 5 年前の住居の所在地
- 9 就業状態
- 10 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 11 仕事の種類
- 12 従業上の地位
- 13 従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

- 1 世帯の種類
- 2 世帯員の数
- 3 住居の種類
- 4 住宅の建て方

調査の方法

平成 27 年国勢調査は、総務省統計局 — 都道府県 — 市区町村 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員 — 世帯の流れにより行った。

総務大臣により任命された約 70 万人の国勢調査員が、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配布した。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、紙の「調査票」を配布し、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法により行った。

集計結果の公表と報告書

集計は、独立行政法人統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局がインターネットを利用する方法等により行う。また、主な結果を収録した報告書を公表の約 3～5 か月後に刊行する。

用語の解説

1 人口の基本属性に関する用語

人口

本書に掲載されている人口は、各年 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口（昭和 20 年の人口が掲載されている場合は、同年 11 月 1 日午前零時現在で行われた人口調査による人口）である。

また、我が国に復帰する前の沖縄県の人口が掲載されている場合、沖縄県の人口は、昭和 25 年、30 年及び 35 年が各年 12 月 1 日午前零時現在、40 年及び 45 年が各年 10 月 1 日午前零時現在の人口である。

なお、昭和 20 年及び 22 年には、沖縄県では調査が行われていない。各年の人口の範囲の概要は、次のとおりである。

大正 9 年～昭和 15 年

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時に居た場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、昭和 22 年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めた全てを調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 4 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査した。

なお、昭和 15 年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるか否かを問わず、全てその家族などのいる応召前の住所で調査した。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されているが、本書には全人口を掲載した。

昭和 20 年・22 年

調査した人口は「現在人口」である。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 2 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査している。

昭和 20 年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国、朝鮮又は台湾の国籍を有する人を除く。）は、調査の対象から除外した。

また、昭和 22 年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外している。

昭和 25 年

調査した人口は「常住人口」である。昭和 25 年の調査では、常住の判定の基準となる居住期間を 6 か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査している。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い人も、調査時後 3 日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する人とみなして、その船舶で調査した。

このほかの取扱いについては、調査の対象から除外した人の範囲を含めて、昭和 30 年調査以降と同様である。

なお、昭和 25 年の調査では、「現在人口」も調査し、集計した。

昭和 30 年～平成 27 年

調査した人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

なお、人口の範囲は、平成 27 年調査と同様である（「常住している者」については、「平成 27 年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照されたい。）。

面積と人口密度

本書に掲載し、また人口密度の算出に用いている全国、都道府県、市部・郡部及び市区町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

平成 22 年までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していた。しかし、平成 26 年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受け、平成 27 年では、国土地理院の公表する面積を用いている。

なお、沖縄県の面積のうち昭和 25 年は琉球列島軍政本部が、30 年～45 年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書によっている。

昭和 20 年以降の人口密度については、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島の面積を除いて算出した。なお、昭和 25 年～45 年の全国の人口密度については、沖縄県を含めて算出した。

人口性比

「人口性比」とは、女性 100 人に対する男性の数をいう。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

年齢・平均年齢・年齢中位数

(1) 年齢

「年齢」は、昭和 40 年以降の調査では調査日前日による満年齢を基に集計している。

なお、10 月 1 日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で 0 歳に含んでいる。

昭和 35 年調査までは、数え年による年齢を用いた 20 年を除いて、調査日現在による満年齢を基に集計している。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、調査日前日の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものである。

(3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいう。

配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者
配偶関係「不詳」	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国籍

平成 27 年国勢調査では国籍を、「日本」のほか、次のように区分している。

12 区分－「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

中区分（28 区分）－ その国籍を有するものが 2、000 人以上いる国

詳細区分（195 区分）－ 平成 27 年 10 月 1 日現在の日本承認国

平成 22 年までは、国籍を、「日本」のほか、次のように区分している。

調査年	基本集計
平成 17 年及び 22 年	11 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」
平成 7 年及び 12 年	10 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」
平成 2 年	6 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「フィリピン」、「東南アジア、南アジアのその他」、「その他」
昭和 60 年以前	4 区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」

《注意点》昭和 35 年及び 40 年の沖縄県の調査では、「韓国、朝鮮」が「その他」に含まれている。

二つ以上の国籍を持つ人の扱いは、以下のとおり区分している。

調査年	国籍
昭和 55 年以降	① 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」 ② 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国
昭和 30 年～50 年	調査票の国名欄の最初に記入された国 <昭和 40 年における例外> 調査票に記入された国の中に ① 韓国、朝鮮があるとき…「韓国、朝鮮」 ② 韓国、朝鮮がなく、中国があるとき…「中国」
昭和 25 年調査	「その他」

2 世帯・家族の属性に関する用語

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区分	内容
一般世帯	(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。 (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者 又は 下宿屋などに下宿している単身者 (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している 単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の 学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の 入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の 入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内 居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の 入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗 組員など (世帯の単位：一人一人)

なお、昭和 60 年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55 年以前の調査における普通世帯、準世帯の区分との対応は次表のとおりである。

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

世帯主・世帯人員

(1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

(2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型 「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区分	
I	核家族世帯
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II	核家族以外の世帯
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
	① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
	② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
	② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯

なお、昭和 45 年及び 50 年は「兄弟姉妹のみから成る世帯」が「他に分類されない親族世帯」に含まれている。

3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含まない。

高齢夫婦世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいう。

3 住宅・居住地に関する用語

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

住宅の建て方

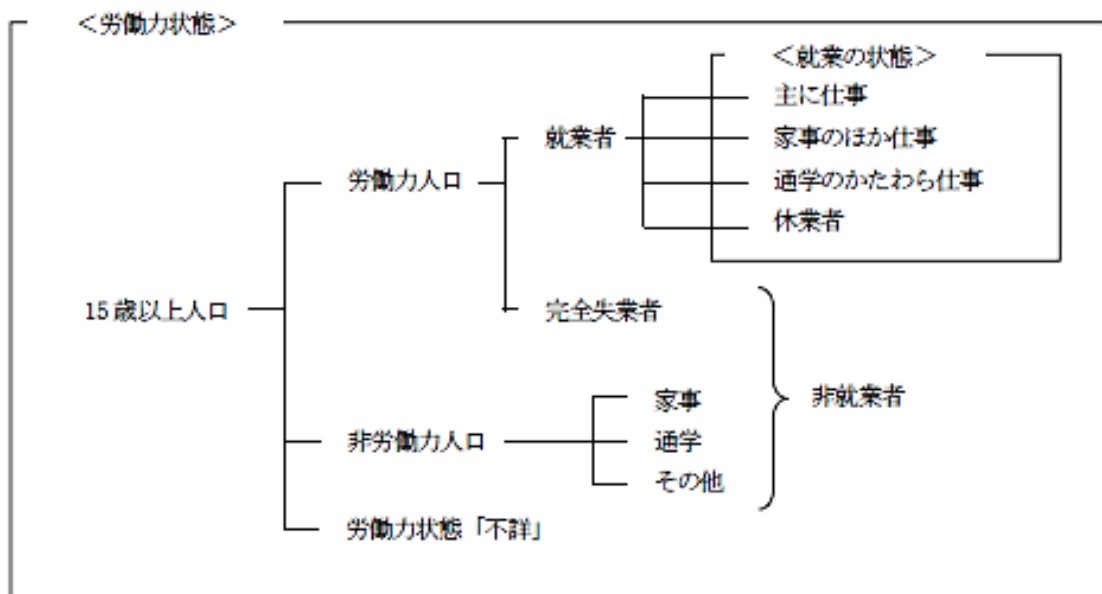
各世帯が居住する住宅を、昭和 55 年以降、その建て方により、次のとおり区分している。

区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含む。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。 ※ 建物の階数により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分している。また、平成 17 年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に 5 区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

4 労働・就業の状態に関する用語

労働力状態

「労働力状態」は、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



区分	内容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。 ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

- (1) 上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。
- (2) 昭和 25 年以降、上記の「就業者」、「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はない。ただし、昭和 25 年の結果及び 30 年の沖縄県の結果については 14 歳以上人口について集計している。
- (3) 大正 9 年、昭和 5 年及び 15 年の調査では、平常の職業の有無によって有業者と無業者に区別する「有業者方式」によっている。本書では、15 歳以上人口について、この有業者は労働力人口に、無業者は非労働力人口に相当するものとして、結果数字をそのまま比較している。

従業上の地位

「従業上の地位」は、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分している。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	(1) 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 (2) 専門的職種に従事させることを目的に、契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

平成 27 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を基に再編成したもので、20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類から成っている。

《注意点》

- (1) 仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類によっている。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。
- (3) 産業大分類を 3 部門に集約している場合があるが、その区分は次のとおり。

部門	内訳
第 1 次産業	A 農業、林業 B 漁業
第 2 次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第 3 次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

なお、産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については、上記の 3 部門には含まない。

職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっている。

平成 27 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）を基に再編成したもので、12 項目の大分類、57 項目の中分類、232 項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

5 人口の移動に関する用語

居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分している。

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいう。平成27年国勢調査では、平成22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村（5歳未満の者については、出生後に常住していた市区町村）について調査し、次のとおり区分している。

区分	内容
総数（常住者） (a)	調査時に当該地域に常住している者 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)+(h)+(i)
現住所 (b)	常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者
国内	常住者のうち、5年前の常住地が現住所(b)以外の日本国内の者
自市区町村内 (c)	常住者のうち、5年前の常住地が同じ市区町村内の他の場所の者（21大都市の場合は、同じ区内の他の場所の者）
自市内他区 (d)	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
県内他市区町村(e)	常住者のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他の市町村の者
他県 (f)	常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者
国外 (g)	常住者のうち、5年前の常住地が外国の者
5年前の常住市区町村「不詳」 (h)	常住者のうち、5年前の常住地が他の市区町村であるが、市区町村名が不明の者
移動状況「不詳」(i)	常住者のうち、5年前の常住地が不明の者
転入 (j)	調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者 [表章地域] 全国 (j)=(g) 都道府県 (j)=(f)+(g)
転出	5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している者

注) 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

6 従業地・通学地に関する用語

通勤者・通学者

(1) 通勤者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。

(2) 通学者

「通学者」とは、非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次とおり区分している。

区分	内容
総数（夜間人口） （常住地による人口） (a)	調査時に当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(j)
従業も通学もしていない (b)	常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」、「家事」又は「その他」の者
自宅で従業 (c)	常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。 ※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。
自宅外の自市区町村で 従業・通学 (d)	常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市区町村の者 （21大都市の場合は、同じ区内の者）
他市区町村で従業・通学 (e)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市区町村の者
自市内他区で従業・通学 (f)	21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
県内他市区町村で 従業・通学 (g)	常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市区町村の者
他県で従業・通学 (h)	常住者のうち、従業・通学先が他の都道府県の者
従業・通学市区町村 「不詳・外国」 (i)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市区町村であるが、市区町村名が不明の者又は従業地が外国の者
従業地・通学地「不詳」 (j)	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者 ※ 調査期間中の労働力状態が不明の者も含む。

総数（昼間人口） （従業地・通学地による人口） (k)	当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 [例：A市の昼間人口] A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出口 ＋A市への流入人口 [表章地域] 全国、区 (k)=(b)+(c)+(d)+(i)+(j)+(l)+(m)+(n) 都道府県 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(g)+(i)+(j)+(n) 市町村 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(i)+(j)+(m)+(n)
うち自市内他区に常住 (l)	21 大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
うち県内他市区町村に常住 (m)	通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市区町村の者
うち他県に常住 (n)	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者
流出口 (o)	当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (o)=(h) 市町村 (o)=(g)+(h) 区 (o)=(f)+(g)+(h)
流入人口 (p)	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (p)=(n) 市町村 (p)=(m)+(n) 区 (p)=(l)+(m)+(n)
昼夜間人口比率 (q)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (昼夜間人口比率＝昼間人口/夜間人口×100) (q)=(k)÷(a)×100

(注) 21 大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

《注意点》

- (1) ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。
- (2) 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も、便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。
- (3) 昭和 30 年の調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていない。また、昭和 35 年以降の調査は従業地・通学地とも調査しているが、35 年及び 40 年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別していない。
- (4) 昼間人口は、昭和 35 年の調査から算出しているが、35 年及び 40 年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15 歳以上の者に限っており、この点が 45 年以降の調査と異なっている。また、昭和 55 年から平成 17 年までは、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていたが、22 年及び 27 年の調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としている。

7 地域区分に関する用語

市部・郡部

「市部」は、市（東京都特別区部を含む。）の区域を全て合わせた地域である。すなわち、全国の市部の場合は全国の市の地域全体、都道府県の市部の場合はその都道府県の市の地域全体を意味する。「郡部」についても同様で、町村の区域を全て合わせた地域である。

人口集中地区

昭和 28 年の町村合併促進法及び 31 年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から新たに人口集中地区を設定している。

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km²当たり 4、000 人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が 5、000 人以上となる地域である。

人口集中地区は、平成 2 年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定していたが、7 年調査からは基本単位区を基にしている。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が 1 km²当たり 4、000 人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

[人口集中地区数の算出について]

人口集中地区数の算出には、「連合人口集中地区」を用いている。

「連合人口集中地区」とは、東京都特別区部及び政令指定都市に設定されている各区の人口集中地区のうち、各区の境界を挟んで地理的に接続している人口集中地区をまとめてそれぞれ一つの地域単位とみなした地域である。

大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成している。

大都市圏は、昭和 35 年の調査から、各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており、都市圏は 50 年から設定している。

各大都市圏・都市圏についての集計は、その全域についてだけでなく、中心市の地域と周辺市町村の地域について行っている。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村は、昭和 50 年調査以降、次の基準により設定している。

(1) 中心市

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市としている。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としている（例：関東大都市圏）。

都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口 50 万以上の市としている。

(2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の 1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村としている。

ただし、中心市への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が 1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、周辺市町村としている。

平成 27 年国勢調査の報告書等一覧

報告書

集計区分		報告書
速報集	人口速報集計	—
	抽出速報集計	抽出速報集計結果
基本集計	人口等基本集計	第 1 巻 人口・世帯総数
		第 2 巻 人口等基本集計結果
	就業状態等基本集計	第 3 巻 就業状態等基本集計結果
	世帯構造等基本集計	第 4 巻 世帯構造等基本集計結果
抽出詳細集計		第 5 巻 抽出詳細集計結果
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	第 6 巻 I 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果
	従業地・通学地による抽出詳細集計	第 6 巻 II 従業地・通学地による抽出詳細集計結果
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	第 7 巻 人口移動集計結果
	移動人口の就業状態等集計	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	主な結果（人口の男女・年齢構成、産業・職業構成、世帯の構成、住居の状態、高齢世帯等）について、町丁・字等別の地域ごとに集計したもので、集計結果はインターネットによって利用できます。
	就業状態等基本集計に関する集計	
	世帯構造等基本集計に関する集計	
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	

その他の主な報告書等

名 称	刊行（予定）時期
ライフステージでみる日本の人口・世帯	平成 29 年 3 月
我が国の人口集中地区	平成 29 年 3 月
我が国人口・世帯の概観	平成 30 年 3 月
日本人口地図帳	平成 30 年 3 月
POPULATION AND HOUSEHOLDS OF JAPAN	平成 30 年 7 月
日本の人口・世帯（上巻：解説・資料編 下巻：統計表編）	平成 31 年 3 月

※ 報告書等は、青森県立図書館等で閲覧できます。

＜結果の利用方法＞

平成 27 年国勢調査の集計結果は、インターネットで結果表を閲覧、CSV 形式等でダウンロードすることができます。また、報告書及び人口地図は、総務省統計局のほか国立国会図書館、県立図書館等で閲覧できます。

◆インターネット

国勢調査の結果、公表予定日などの情報は、総務省統計局のホームページに掲載しています。

＜<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.htm>＞

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」でも、統計データ等の各種統計情報が御覧になれます。

＜<https://www.e-stat.go.jp/>＞

◆報告書、人口地図の閲覧についての問合せ先

総務省統計図書館 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

図書閲覧（係） TEL 03(5273)1132

統計相談（係） TEL 03(5273)1133

報告書及び人口地図は、各都道府県の統計主管課、国立国会図書館、県立図書館でも閲覧できます。

◆報告書の入手についての問合せ先

一般財団法人 日本統計協会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-4-6 メイト新宿ビル 6 階

TEL 03(5332)3151 FAX 03(5389)0691

政府刊行物センター（霞が関）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル 1 階

TEL 03(3504)3885 FAX 03(3504)3889

※ 報告書は、全国各地の官報販売所でも取り扱っています。

◆集計結果を収録した電磁的記録（CD-R 等）の入手についての問合せ先

公益財団法人 統計情報研究開発センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3 丁目 6 番 能楽書林ビル 5 階

TEL 03(3234)7471 FAX 03(3234)7472

◆調査結果の引用・転載について

統計データを引用・転載する場合には、出典の記載をお願いします。

（出典記載例） ・出典「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）

・出典「平成 27 年国勢調査報告」（総務省統計局）